

札幌市と札幌市居住サポート事業者との北海道あんしん賃貸支援 事業における居住支援団体としての協力に関する合意書

札幌市（以下「甲」という。）と、札幌市障がい者住宅入居等支援事業者（以下、「札幌市居住サポート事業者」という。）（以下「乙」という。）は、北海道あんしん賃貸支援事業の居住支援団体として協力することについて、次のとおり合意する。

（目的）

第 1 条 この合意は、甲及び乙が連携することにより、札幌市居住サポート事業と北海道あんしん賃貸支援事業の推進の円滑化を図ることを目的とする。

（あんしん賃貸居住支援団体としての支援内容）

第 2 条 乙が行う居住支援内容は、札幌市障がい者住宅入居等支援事業実施要綱第 6 条に掲げる支援とする。

（あんしん賃貸居住支援団体としての登録）

第 3 条 乙は、甲と合意書を取り交わした後、北海道へあんしん賃貸居住支援団体の登録申請を行うこととする。

（個人情報等の保護）

第 4 条 乙は、居住支援を実施するうえで知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 乙は、居住支援を実施するうえで知り得た事業対象者またはその家族の個人情報を用いる場合には、当該事業対象者またはその家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

（合意の解除及び変更）

第 5 条 乙が、札幌市居住サポート事業者の委託契約を解除された場合、甲と乙は、協議により居住支援に関する本合意を解除することができる。

2 乙が道要領第 22 条第 5 項又は第 28 条第 1 項各号に該当した場合、甲は、本合意を解除する。

3 乙が居住支援内容について変更をしようとする場合は、甲と協議し変更することができる。

4 前項により、乙が支援内容の変更を行う場合は、甲と乙は、改めて合意書を取り交わすものとする。

（支援確認に定めのない事項）

第 6 条 この合意に定めのない事項等が生じた場合、若しくは、この合意の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

この合意成立の証として、本合意書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元克広

乙 住所・所在地
法人
代表者